

(別紙 1)

定期巡回サービスよりそい 利用料金一覧

※ご本人負担金額は単位数へ北九州市の地域区分単価（1 単位：10.21 円）を乗じて算出しています。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

通常時間帯（24 時間 365 日）定額払い ※（ ）内は日割り金額

	介護保険適用時の 基本料金	利用者負担額 (1 割負担)	利用者負担額 (2 割負担)	利用者負担額 (3 割負担)
要介護 1	55,603 円 (1,827 円)	5561 円 (183 円)	11,121 円 (366 円)	16,681 円 (549 円)
要介護 2	99,241 円 (3,267 円)	9,925 円 (327 円)	19,849 円 (654 円)	29,773 円 (981 円)
要介護 3	164,789 円 (5,421 円)	16,479 円 (543 円)	32,958 円 (1,085 円)	49,437 円 (1,627 円)
要介護 4	208,457 円 (6,861 円)	20,846 円 (687 円)	41,692 円 (1,373 円)	62,538 円 (2,059 円)
要介護 5	252,105 円 (8,290 円)	25,211 円 (829 円)	50,421 円 (1,658 円)	75,632 円 (2,487 円)

※月の途中からサービスをご利用いただく場合、短期入所生活介護をご利用いただく場合、サービス終了が月初めから 7 日未満の場合には()内の日割り計算を行います。

上記以外の場合には 1 カ月分のご利用料金のご請求となります。

訪問看護利用時に追加される費用

通常時間帯（24 時間 365 日）定額払い ※（ ）内は日割り単位数

	介護保険適用時の 基本料金 (介護報酬額)	利用者負担額 (1 割負担)	利用者負担額 (2 割負担)	利用者負担額 (3 割負担)
要介護 1～4	30,231 円 (990 円)	3,024 円 (99 円)	6,047 円 (198 円)	9,070 円 (297 円)
要介護 5	38,399 円 (1,266 円)	3,840 円 (127 円)	7,680 円 (254 円)	11,520 円 (380 円)

(別紙 1)

【加算及び減算】

※ご本人負担金額は、単位数へ北九州市の地域区分単価（1 単位：10.21 円）を乗じて小数点以下を繰り上げて算出しています

項 目	概 要	金 額			
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
通所介護サービス（デイサービス）利用時の減算額 （1 日あたり）	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。				
		要介護 1	-64 円	-127 円	-190 円
		要介護 2	-114 円	-227 円	-340 円
		要介護 3	-188 円	-376 円	-564 円
		要介護 4	-238 円	-476 円	-714 円
		要介護 5	-287 円	-574 円	-861 円
短期入所（ショートステイ）サービス利用時の日割り金額（1 日あたり）	当該サービスの利用者が、短期入所サービス（ショートステイ）を利用された場合には日割り計算して利用日数を減算されます。但し、短期入所サービスの退所日は減算されません。				
初期加算	利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間 または、30 日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1 日につき 31 円	1 日につき 62 円	1 日につき 92 円	
総合マネジメント体制強化加算（*）	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合に加算されます。	1 月につき 1,226 円	1 月につき 2,451 円	1 月につき 3,676 円	
定期巡回介護職員等処遇改善加算Ⅲ（*）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している場合加算されます。	1 月につき 所定単位数×20.4%			
定期巡回サービス提供体制強化加算Ⅱ 1（*）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している場合加算されます。	1 月につき 654 円	1 月につき 1,306 円	1 月につき 1,961 円	

* 区分支給限度基準額の算定対象外です。

(別紙 1)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (Ⅲ)

【料金表 (単位数)】 通常時間帯 (18 時～翌 8 時)

項 目	サービス利用可能時間	1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本夜間訪問サービス費：1 ヶ月 (日割)	18 時～ 翌 8 時まで	1,010 円 (34 円)	2,020 円 (68 円)	3,030 円 (101 円)
定期巡回サービス		1 回につき 380 円	1 回につき 760 円	1 回につき 1,140 円
随時訪問サービス (Ⅰ)・(Ⅱ)		1 回につき Ⅰ：569 円 Ⅱ：780 円	1 回につき Ⅰ：1,158 円 Ⅱ：1,560 円	1 回につき Ⅰ：1,737 円 Ⅱ：2,340 円
定期巡回介護職員等処遇改善加算Ⅲ (*)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している場合加算されます。	1 月につき 所定単位数×18.2%		
定期巡回サービス提供体制強化加算Ⅱ 2 (*) (1 回につき)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している場合加算されます。	1 回につき 19 円	1 回につき 37 円	1 回につき 56 円

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接 株式会社寄添いに支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、市区町村の窓口へ 定期巡回サービスよりその発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

(別紙 1)

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。事業所から携帯電話を貸与する場合、一定の無料通話料金の超過分をご負担いただきます。

(2) 消耗品代

サービスを利用するに際して必要な消耗品（オムツ代等）は実費分をご負担いただきます。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

(3) 駐車料金

訪問介護員等がサービス提供のために利用者宅周辺の有料駐車場を利用した場合、駐車に要した実費分をご負担いただきます。なお、駐車場所の確保が困難な場合や、短時間であっても公道上的な駐停車が困難な場合は、サービス提供のためにやむを得ず利用した有料駐車場の実費を請求させていただきます。

令和 7 年 11 月 1 日改定